

令和7年度たつのふるさと感謝便写真撮影・編集業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度たつのふるさと感謝便写真撮影・編集業務

2 目的

現在運用しているポータルサイトに掲載しているたつのふるさと感謝便(以下、「返礼品」という。)について、質の高い写真を撮影し、訴求力のあるキャッチコピーや商品説明とともに掲載することで、寄附者の寄附意欲を向上させ、更なる寄附金の獲得を図るもの。

3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

本市の指示に従い、次の各業務を遂行すること。

(1) 返礼品写真撮影・文字等装飾業務

本市がポータルサイト上に掲載する返礼品を対象に、下記のとおり業務を行うこと。撮影が不要な場合は、受託者が本市又は返礼品を取り扱う協力事業者(以下、「事業者」という。)から調達した既存写真等の加工等により実施すること。

ア 返礼品写真撮影業務

返礼品やその製造過程等、返礼品の魅力を向上させる質の高い写真を1つの返礼品につき1～5カット程度撮影し、ポータルサイトの画像サイズに合うようにデータ化すること。なお、生産者や事業者の許可が得られた場合には、事業者等の写真を掲載すること。(運用ポータルサイト：ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、au PAY ふるさと納税、ANA のふるさと納税、Amazon ふるさと納税)

イ 返礼品写真文字等装飾業務

アで撮影した写真等に、その魅力を一層引き立たせる商品名や内容量、アピールポイント等を文字やロゴ等で装飾を施し、データ化すること。

ウ 文字等装飾修正業務

装飾画像に簡易な変更があった場合、修正しデータ化すること。

エ 画像加工業務

商品の詳細やレビュー等、視覚で直感的に分かりやすく情報を伝えられるよう説明入り画像を1つの返礼品につき4枚程度作成し、データ化すること。

(2) 返礼品キャッチコピー作成業務

当該返礼品を端的に表現できるキャッチコピーを考案すること。

(3) 返礼品紹介文作成業務

当該返礼品の魅力や生産・開発エピソード、事業者等の思い等を200～300文字程度の文面にし、写真やキャッチコピーでは伝えきれない返礼品の魅力を伝える紹介文を作成すること。

※文字等の装飾、キャッチコピーや紹介文の作成を行う場合は、総務省の規定に基づき、適切な寄附先の選択を阻害するような表現を使用しないよう留意すること。

5 想定する費用内訳

(1) 写真撮影費（画像補正含む）…1カット単位

(2) 文字等装飾費…メイン写真となる1商品単位

(3) 文字等装飾修正費…メイン写真となる1商品単位

(4) 画像加工費…1カット単位

(5) キャッチコピー作成費…10～30文字程度

(6) 紹介文作成費…200～300文字程度

(7) ポータルサイト更新費…3サイト分（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび）

※訪問及び写真撮影に係る一切の費用を含む。ただし、撮影のため返礼品の全部又は一部を消費し、事業者への返品が不可能な場合においては、当該返礼品の調達に係る費用は事業者負担とする。

6 令和7年度想定数

品目	数量	単位
写真撮影費	20	カット
文字等装飾費	5	商品
文字等装飾修正費	20	商品
画像加工費	40	カット
キャッチコピー作成費	5	商品
紹介文作成費	5	商品
ポータルサイト更新費	15	商品

※上記に示す件数は現時点での見込みであり、変動することを了承すること。

7 業務の流れ

(1) 当該返礼品の特徴等を確認するとともに、写真等のコンセプトや方針を決定する。

- (2) 新たに写真撮影が必要な場合は、撮影スケジュールを立てる。
- (3) 受託者が事業者等と日程調整を行い、順次撮影等を実施する。
- (4) 受託者は、随時成果物を納品する。
- (5) ポータルサイトにおける当該返礼品ページの更新を行う。

8 成果物

各返礼品の撮影画像（文字装飾前、文字装飾後）にかかる J P E G データ及びキャッチコピー、紹介文にかかる印刷物及びワードエクセル等電子データを完了報告書とともに納品すること。

なお、成果物の納品方法は C D 等、完了報告書は紙での提出によるものとする。

9 請求

受託者は、検査完了後、請求書を本市に提出すること。代金は、請求のあった日から 3 0 日以内に受託者指定の口座に入金する。

1 0 その他特記事項

- (1) 撮影等の必要性がない返礼品もあるため、必要性の判断や撮影等の優先順位については、本市と協議の上決定するものとし、あらかじめ計画した既存返礼品の撮影等が完了するよう、スケジュール調整を行うこと。
- (2) 各業務の手直し、再修正について、本市又は事業者等の意向を尊重し、真摯に対応すること。
- (3) 業務の履行に当たり、景品表示法等の関係法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし又は業務の範囲を超えて利用してはならない。
- (5) 受託者は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報や全ての事項に関して他者に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とし、受託者の営業用資料等、他の業務に使用しないこと。
- (6) 納入された撮影画像及び紹介文等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、本市と受託者が協議の上決定するものとする。